平成２２年（フ）第２７４６号
名古屋市港区宝神３丁目602番地　第５グランドハイツ服部401号
債務者　下村　好正
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９３５号
名古屋市中川区西日置町10丁目308番地　グリーンパークハイツ西山403号
債務者　山﨑　修司（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５８号
愛知県清須市新清洲６丁目６番地８　ベストライフマンション302
債務者　宮本百合子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８４号
愛知県稲沢市平和町上前浪28番地
債務者　中尾　伸一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５２号
愛知県豊田市日之出町１丁目８番地４　日之出丸太荘102号
債務者　納本　祐幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
愛知県豊田市小川町１丁目15番地５　Ｔステージ小川308号
債務者　石田　昭広
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５５号
愛知県岡崎市井田町字茨坪34番地
債務者　犬飼　英夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
香川県高松市仏生山町甲1196番地１ルミエール602号
債務者　村上　建史
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６８号
香川県三豊市高瀬町比地2584番地
債務者　前川　知美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２１９５号
福岡市博多区麦野５丁目13番25号
債務者　伊藤　　滋
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７８９号
福岡市早良区室見１丁目13番８号
債務者　浅枝紀代子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８４０号
福岡市城南区別府７丁目９番52号
債務者　中野美枝子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９００号
福岡市博多区麦野４丁目41番５号
債務者　松永　律子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３９号
福岡市博多区板付１丁目12番26―703号
債務者　種市　里美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４４号
福岡市博多区吉塚５丁目２番17―１号
債務者　木原　米子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７８号
福岡市西区下山門団地18番502号
債務者　吉岡　千鶴
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１１号
福岡市博多区諸岡４丁目６番１号
債務者　高山　純子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４９号
鹿児島県いちき串木野市下名6585番地38
債務者　橋口　秀人
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係